

目的に合う

けん引トレーラー

オーダーメイド製作



トレーラー（タイニー）ハウス等のシャーシ

Trailer-house-chassis

飛騨・美濃ふるさと企画 車台

🔍 検索

<https://trailer.mobile-unit.net/products/syadai/>

一般社団法人 モバイルユニット普及協会

規格品サイズ、特注サイズのオーダーメイド製作を承ります。

トレーラーハウス等のシャーシ車台販売



■岐阜県にある法人です。

一般社団法人 モバイルユニット普及協会は、岐阜県にあるトレーラーハウス等のシャーシ（車台）を企画、設計、製作、販売する法人です。これまで以下のシャーシを製作してきました。

- ・トレーラー（タイニー）ハウス用
- ・トレーラーハウスホテル用
- ・移動販売用（キッチントレーラー）
- ・ユニットハウス積載用
- ・移動式教会用
- ・ジビエ1次処理サテライトユニット用 ほか



製品について

シャーシ車台は（1）スタンダードトレーラー、（2）脱着式トレーラー（車輪ユニット脱着式）、（3）脱着式トレーラー（ロック金具固定式）、（4）特注サイズのオーダーメイド車台の4通りがあります。

1 スタンダードトレーラー

車検取得できない車台になりますので公道走行はできません。工場内でのトレーラーハウス試作開発や運搬用等にご活用下さい。後から車検取得タイプに変更できません。

◎公道をけん引走行できないタイプ（車検取得不可） ◎その他（設置する際に固定ジャッキ、コンクリート平板が必要）



	価格	備考
6帖タイプ	ご相談	2軸
8帖タイプ	ご相談	2軸

	価格
固定ジャッキ	ご相談
コンクリート平板	ご相談

※運搬費は別途必要。
※トレーラーサイズ、最大積載量はご相談下さい。



◎ジャッキ、コンクリート平板必要個数

	必要個数
6帖タイプ	4
8帖タイプ	6または8

2 脱着式トレーラー（車輪ユニット脱着式）

ハウス接続鉄骨とトレーラー本体とのセットで構成しており、カセット方式で着脱が可能です。※公道走行できる車検取得（予備検査付）タイプです。※けん引免許が必要、不要の2タイプがあります。

◎けん引免許要4帖タイプ（予備検査付/ハウス側接続鉄骨要ウインチ付）



◎けん引免許 必要：4帖タイプ

	価格	備考	仕様
車輪ユニット脱着式トレーラー4帖タイプ	ご相談	2軸 電気ブレーキ付 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーラー規格：普通1ナンバー ・フレーム材質：スチール(塗装処理) ・最大積載量：1500kg ・全長×全幅×全高：4800×2250×670mm (荷台高さ：470mm) ・荷台サイズ：幅2250×長さ3640mm ・車両重量：450～470kg ・タイヤサイズ：185/80R13
ハウス側接続鉄骨	ご相談	幅2012×長さ3640mm	
脱着用ジャッキ	ご相談	4ヶ必要	
ハウス固定台(ネジ式)	ご相談	4ヶ必要	

※運搬費は別途必要。納車時の陸運局での本登録はご相談ください。



◎けん引免許 不要：2帖タイプ

◎けん引免許不要2帖タイプ（予備検査付）

	価格	備考	仕様
車輪ユニット脱着式トレーラー2帖タイプ（けん引免許不要タイプ）	ご相談	ブレーキなし	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーラー規格：普通1ナンバー ・フレーム材質：スチール(塗装処理) ・最大積載量：500～550kg ・全長×全幅×全高：4000×1830×590mm (荷台高さ：460mm) ・荷台サイズ：幅1290×長さ2878mm ・車両重量：190～250kg ・接続鉄骨：50kg ・タイヤサイズ：5.30-12 ※総重量750kg（トレーラー+接続鉄骨+ハウス）以下にする必要があります。 ※運搬費は別途必要。納車時の陸運局での本登録はご相談ください。
ハウス側接続鉄骨	ご相談	幅1394×長さ2730mm	
脱着用ジャッキ	ご相談	4ヶ必要	
ハウス固定台(ネジ式)	ご相談	4ヶ必要	
電気ブレーキコントローラー	ご相談	※1電気ブレーキ付きトレーラーのけん引車側に必要	



◎ハウス側接続鉄骨

※資材価格変動などにより販売価格は変更している場合があります。

3 脱着式トレーラー (ロック金具固定式)

ロック金具固定式でハウスとトレーラーが着脱可能構造になっています。
※公道を走行できる車検取得(予備検査付)タイプです。
※けん引免許が必要です。

◎けん引免許要4帖~8帖タイプ(予備検査付)

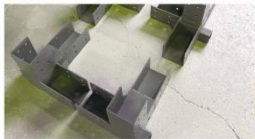
	価格	備考
4帖タイプ	ご相談	2軸
6帖タイプ	ご相談	2軸
8帖タイプ	ご相談	2軸



◎けん引免許 必要：
4~10帖タイプ



◎積載対応：ユニットハウス
コンテナ・木製ハウス



◎木製ハウス用「木材接合金具」
木製ハウスをトレーラーと脱着式にするには「木材接合金具」を利用してハウス製作します。

※運搬費は別途必要。納車時の陸運局での本登録はご相談ください。
※別途、ロック金具、木材接合金具、脱着用ジャッキが必要です。
※トレーラーサイズ、最大積載量はご相談下さい。
※ユニットハウス・コンテナ・木製ハウスに対応しています。
車台への積載はクレーン吊り上げ、木材接合金具を利用したジャッキアップです。

◎木材接合金具(木製ハウス用)

	価格	備考
フロア側(ジャッキアップ対応)	ご相談	4・6個必要。 クレーン吊りに対応する場合はルーフ側にも必要
ルーフ側(クレーン吊り対応)	ご相談	

◎ロック部品(木製ハウス用)

	価格	備考
ロック部品	ご相談	4個必要

◎脱着式トレーラーはココが凄い

脱着式トレーラーハウスは、一般的なトレーラーハウス(一体式)での登録と違い、「積載トレーラー」での登録となります。ハウスは積載物となり、トレーラーの専門知識がなくても、車検取得したトレーラーハウスが製作可能です。ただし、トレーラーとハウスは工具を使用せずに着脱できる構造にしなければいけませんので、当協会では専用のトレーラーと部品を提供しています。ハウスの現地製作する場合は、脱着式で製作する必要があります。

◎木材接合金具・ロック部品とは?

木製ハウス製作時に、木材と木材を接合する金具です。フロア側やルーフ側の4コーナーに使用します。ハウスサイズによっては中間にも必要です。木材接合金具を使用した木製ハウスは、当協会のトレーラーと着脱可能になります。着脱方法は、ジャッキアップ方式となります。木材接合金具を使用したハウスとトレーラーは、ロック部品で固定・解除します。



4 特注サイズのオーダーメイド車台

車両総重量(トレーラー本体重量+積載量)3.5トン以下の車検取得ができるトレーラー車台製作承ります。お気軽にご相談下さい。※設計費と新規組立て申請費が必要です。

<製作可能サイズ>

- ・車幅2.5m以下
- ・全長7m以下(けん引車除く)
- ・車両総重量(トレーラー本体重量+積載量)3.5トン以下

<注意事項>

積載トレーラーとして車検を取得した車台に、ボルトリベット溶接等でハウス等の構造物を固定する行為は積載物とみなされず車体の一部とみなされ構造変更が必要な改造となります。※工具を使わずに上物とトレーラー本体の脱着構造についてはご相談下さい。

国内生産 熟練スタッフが製作対応することで高品質な製品に仕上がっています。



トレーラーハウス用



トレーラーハウス用



トレーラーハウス用



タイニーハウス用



トレーラーハウスホテル用



移動販売用



ユニットハウス積載用



移動式スクリーン用



移動式映像モニター用



シビエ1次処理サテライト用

※資材価格変動などにより販売価格は変更している場合があります。

一般社団法人 モバイルユニット普及協会 TEL: 058-216-3306 FAX: 058-216-3307

〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町927番地1

<https://trailer.mobile-unit.net/products/syadai/> メール: info@mobileunit.net

予備知識

維持費

車検付き車台には以下の費用が必要です。トレーラーの大きさ、用途、検査期間により金額が異なります。トレーラーハウスの区分、普通貨物車8トン未満の場合は、初回2年、次回以降1年車検となります。以下の表は貨物車区分での説明となります。

	車検取得時	車検継続時	金額
環境性能割	○	×	原則、本体代金の3%
自動車税	○	○	10,200円（年額）
重量税	○	○	32,800円（継続時16,400円）
ナンバープレート代	○	×	720円（地域により異なる）
自賠責保険（初回は25ヶ月）	○	○	5,250円

※各種税金を納付する印紙代（700円～2,000円）が別途必要。

継続車検

継続車検は、ご自身で軽自動車検査協会や地方陸運支局へ持ち込むか民間車検場などへ委託して受けていただきます。事前に灯火類や足回り品などのチェック（修理交換）も必要です。必要な書類は、自動車検査証、自賠責保険証書（次の検査期限まで期間がある場合）、納税証明書、印鑑です。

車庫証明

小型トレーラー、普通トレーラーでナンバー取得するには車庫証明が必要です。ナンバー取得手続き前に車庫証明を取得下さい。予備検査→車庫証明取得→本車検登録の順番になります。車庫証明は証明書が交付されるまで一週間程度かかります。軽トレーラーは、お住まいによりナンバー取得後に車庫届出が必要になります。

それ以外の予備知識はHPでご確認下さい

予備検査（予備車検）

トレーラーの予備検査とは、軽自動車検査協会や地方陸運支局で、車両の法定基準の検査を受け公道を走行できる車両と認められることです。予備検査済みのトレーラーは、既に検査済みですので本車検登録（ナンバーを取得）するだけで公道を走行することが可能です。※小型・普通トレーラーは封印が必要ですので地方陸運支局への持込が必要です。※予備検査は3ヶ月間の有効期限がありますので期限内に持込が必要です。

本車検登録

本車検登録は、予備検査証などの必要書類を持って、管轄の陸運支局や自動車検査登録事務所に行き登録の手続きを行いません。手続き完了しますと、ナンバー付きになりますので公道を走れるようになります。本車検登録は、ご自身で行うか当協会に依頼します。当協会では、二通りの仕方があります。

(A) 当協会が仮ナンバーで管轄する陸運支局にトレーラーを持ち込みます。当日依頼主様と待ち合わせをして、本車検登録をします。

(B) 出張封印サービスを利用します。希望する管轄のナンバーを移送する前に取得して本車検登録します。もしくは、仮ナンバーで希望する設置場所に移送し、設置場所で本車検登録します。

けん引免許

車両総重量750kg以下：普通免許以上
(自動二輪車でけん引する場合は運転する自動二輪車に適した免許以上)
車両総重量1500kg以下：普通免許以上+ライトトレーラー限定免許以上
車両総重量1990kg以下：普通免許以上+ライトトレーラー限定免許以上
車両総重量3500kg以下：普通免許以上+第一種けん引免許以上
※最大積載量が3000kg以下

トレーラーハウスの正しい設置方法

トレーラーハウスを車両扱いにするには？

トレーラーハウスは、駆動装置を備えない車両ですが正しい設置方法を行わないと車両として認められず建築物に該当します。その為、トレーラーハウスとして設置する場合は、以下のルールを守ります。

- ・ 随時かつ任意に移動できる状態で設置しそれを維持継続すること
- ・ 土地側のライフライン（水道・電気・ガス等）との接続が工具を使用しないで着脱できること
- ・ 車検取得または、基準緩和認定をうけて適法に公道移動できること

詳細基準

- ・ 随時かつ任意に移動できる状態で設置し、設置場所から公道まで障害物なく移動できること
- ・ 車輪が取り外されていないこと。走行に支障がない状態のこと
- ・ 車輪以外でトレーラーを支持されている部品は、工具なしで取り外しができること
- ・ 階段、デッキ等をトレーラーハウス本体に直接接続しないこと
- ・ 土地側のライフライン（水道・電気・ガス等）との接続が工具を使用しないで着脱できること
※給水管、排水管、電気配線の接続方法が工具を使用しないで着脱できること
※ガスボンベがレンチで簡易着脱できること
- ・ エアコンの室外機がトレーラーハウスに積載されていること
- ・ 通信回線の接続方法が工具をしないで着脱できること
- ・ 適法に公道を移動してきたことを公的な書類で証明できること。（車検証または基準緩和認定書等）

一般社団法人 モバイルユニット普及協会 TEL:058-216-3306 FAX:058-216-3307

〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町927番地1

<https://trailer.mobile-unit.net/products/syadai/> メール: info@mobileunit.net